

### 第3 階及び床面積の取扱い

#### 1 階の取扱いについて

令及び規則における消防用設備等の技術上の基準を適用する場合の防火対象物に係わる階の取扱いについては、次に定めるところによるものとする。

- (1) 建基法上の階数の算定は、建基令第2条第1項第8号の規定の例によるほか、次により算定されているが、地下機械室、荷物棚、屋上の倉庫、塔屋等の階の部分を階数として算定するか疑義が生じる場合は、建基法第2条第35号に規定する特定行政庁に確認すること。

ア 屋上に設ける階段室は、建基令第2条第1項第8号に規定する「その他これらに類する建築物の屋上部分」に該当するものとし、当該部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。

イ 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合において、当該部分の最高の内法の高さが1.4メートル以下で、かつ、その水平投影面積のその存する部分の床面積の50%未満であれば、当該建築物の階数に算入しない。

- (2) 消防用設備等の設置にあたっての階数の算定は、建基法による。

#### 2 床面積の取扱いについて

令及び規則における消防用設備等の技術上の基準を適用する場合の防火対象物に係わる床面積の取扱いについては、次によるものとする。

- (1) 建基法上の床面積は「床面積の算定方法について」(昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号)の例により算定されているが、未確認増改築等の床面積算定に疑義が生じる場合は、特定行政庁に確認すること。

- (2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、建基法によるほか、次によること。

ア 倉庫内に積荷用の作業床が存する場合は、棚とみなされる構造(積荷を行う者が棚状の部分外において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの等をいう)を除き、床面積に算入すること。

イ 令第12条第1項第4号の規定の適用にあたって、ラック式倉庫とその他の倉庫が同一防火対象物内に存する場合は、ラック式倉庫とその他の倉庫の部分を含めて床面積を算定すること。ただし、ラック式倉庫部分の床面積(外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積)が300平方メートル未満で、かつ、倉庫全体の延べ面積の10%未満である場合は、当該倉庫はラック式倉庫と取扱わないことができる。

ウ 駐車のために供する部分の床面積は、次によること。

(ア) 自走部分を有さず、パレットに車両を乗せ、昇降機等の機械装置により駐

車させる構造のもの（メリーゴーランド式立体駐車場、リフト式多段式駐車場等）は建築面積をもって床面積とすること。

(イ) グレーチング床等で築造された自走部分を有する立体駐車場の床面積は、グレーチング床等の壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をもって各層の床面積とすること。

(ウ) 令第13条の規定の適用に当たって、駐車のために供しない部分を介して2箇所以上の駐車のために供する部分が存する場合は、それぞれの駐車のために供する部分ごとに床面積を算定すること。この場合において、駐車のために供しない部分とそれぞれの駐車のために供する部分は、開口部のない耐火構造の壁（自閉式の特定防火設備である防火戸を含む）で区画されていること。

エ 令第13条第1項第6欄で規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」及び第7欄で規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分」の床面積の算定は次によること。この場合において、次の（ア）又は（イ）のいずれかの床面積の算定結果が令第13条の規定の適用面積未滿となる場合は、令第13条の規定の適用は受けないものとして取り扱うことができる。

(ア) 不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸で区画された部分の床面積。この場合において、防火戸は随時開くことのできる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（規則第23条第4項第1号ニに規定する部分にあっては、規則第23条第6項第1号に定める感知器）の作動と連動して閉鎖するものであること。

(イ) 電気設備又は鍛造場の水平投影面積の周囲に水平距離5m（周囲に前（ア）に定める壁が存する場合は、当該壁までの距離）で区画されていると仮定した部分の床面積。この場合において、同一の室内に電気設備又は鍛造場が2箇所以上設置されている場合は、その合計面積（隣接した電気設備又は鍛造場の仮定した部分の床面積が重複する場合は、重複加算しない）とすること。

オ 駅舎のプラットホーム、跨線橋等は、上屋を有し、かつ、床としての形態を有する部分を床面積として算入すること。

カ 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行き2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができる。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものとする。

キ 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物施設が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設部分を含めて算定すること。この場合において、危険物施設部分の消

防用設備等は、法第10条第4項に定める基準によること。